

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

市民が主体となった連携・交流のまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

丹波市

3 地域再生計画の区域

丹波市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 丹波市の現状

丹波市は兵庫県の中央東部に位置し、平成 16 年 11 月 1 日氷上郡 6 町が合併して誕生しました。人口は 70,813 人（平成 17 年国勢調査）で、平成 12 年国勢調査からは約 2,000 人の減少となっています。今後本格的な人口減少社会を迎えるため、兵庫県の推計人口では平成 27 年度に 65,000 人まで減少すると予測されています。また、高齢化率は現在 25.8%となっており、平成 27 年度には 30%を超えると予想されています。

市の面積は 493.28 k m²あり、県内でも有数の広さとなっています。土地利用分類は森林 75%、農地 13%となっており、宅地はわずか 3%に過ぎず人口密度は 147.4 人で県下でも下位に位置しています。さらに中山間地特有の入り組んだ地形で、集落が広範囲に散在しています。このため行政効率が悪く、市道総延長 3,209 路線 1,081 km、上水道管路延長 730 km、水源 50 箇所といった膨大な施設を維持管理していく必要に迫られています。

さらに合併前の旧町時代に計画的に整備されてきた福祉、教育、農業等の様々な施設が各地域に点在し、これらの施設の維持管理にも多くの経費を費やすと同時に、丹波市としての一体化の阻害要因ともなっています。

(2) 地域コミュニティの課題

丹波市のような中山間地域においても、核家族化や生活圏の拡大、新住民の増加による地域コミュニティの希薄化が顕著になってきており、市内の自治会（298 自治会）への加入率（丹波市独自の指標：全世帯数と自治会経由の広報紙配付数の割合）は平成 17 年度において 86.4%となるなど、住民の連帯感や自治意識の低下が目立ってきています。

また、これまで個人や自治会で対処してきた問題の解決方法が行政に託され、「公共サービスの行政サービス化」が進行してきており、行政サービスが多分野に及ぶことによりその総量も増大し、専門化してきました。この流れは「社会コストの増大」と

「コミュニティの劣化」という“双子の問題”を生み、それがさらに地域の自治機能の低下を招くと共に行政の肥大化につながるという悪循環を招いています。また、地域の自治機能の低下は、生活ごみの公共区域への不法投棄や子どもに対する不審者事例の増加となって現れており、従来の行政主導方式で解決していくには財政的に厳しいのはもちろん、市域が広大であることによりきめ細かな対応ができない状況にあります。

防犯や防災、環境問題等生活課題の多くは地域や生活圏コミュニティの範囲で解決できるため、丹波市としては今こそ地域の自治能力を再構築する時期に来ていると認識しています。そして、これまでの「行政主導・市民参加型」の行政運営から、「市民主導・行政支援型」への方向転換を進めていき、地域コミュニティを基礎とした広範な階層・年代の市民が参加する、新しい地域づくりの仕組みを整えていく必要があると考えています。

(3) 本計画により実施する取り組みの目標

本市の総合計画は、合併時に策定した新市建設計画を踏まえつつ「人と自然の交流文化都市」を基本構想の将来像とし、「いつでも健康で安心して暮らせるまち」、「人と人、人と自然が共生し、未来につながるまち」、「地域を支えるにぎわいと活力あるまち」の三つを基本理念として、平成18年3月に策定いたしました。

これらの実現に向け、「子どもから高齢者まであらゆる年齢層の人が健康で安心して暮らすことができる生活環境の創出」、「地域固有の歴史・文化を生かしたゆとりとおいしいのあるアメニティの高いまちづくり」、「若年層が定住する魅力と活力のあるまちづくり」等の取り組みを進めていくこととなりますが、そのためには市民参画による地域コミュニティの活性化が重要となります。

そのための取り組みとして、まず「地域でできることは地域で」の合言葉の下、基礎的コミュニティである自治会を尊重しつつ、課題解決への力を集約してより一層の効率的な行政運営を図るため、子どもでも行動できる範囲であり、かつ小学校行事を通じてお互いが顔見知りである「小学校区」を地域づくりの単位と位置づけ、市内25小学校区全てに住民、自治会及び各種団体等が構成員となった地域コミュニティ組織として「自治協議会」を設立・拡充強化すると共に、これまで自治会運営、公民館活動、人権学習、環境保全、防犯など対象分野ごとに分かれて交付されていた補助金、助成制度を「地域づくり交付金」として統合し、自治協議会に一括交付することを検討しております。この地域づくり交付金は、従来の補助金制度のような事業の限定や補助率を設けず、地域住民の福祉増進や地域づくりの課題解決に資するものであれば自由に使えるものとし、その用途は自治協議会の民主的議論により決定されるものとするにより、地域からの自主的な活動を促す内容としております。

この取り組みを通し、協議会の議論を通じた地域課題の認識と事業実施による課題解決やコミュニティの強化、さらには地域への愛着を育むことによる地域自治能力の復活と市財政の健全化を図ることを目標とします。

また、地縁で結びついた自治会と同じく地域づくりの一翼を担う組織として、NPOの活動に対する期待も高まっていることから、自治協議会と連携した取り組みを促

進するため、丹波市自治基本条例の策定を検討し、行政組織の体系化と市民の参画の権利と義務を明確化する中で、地域の福祉・安全確保・文化などのあらゆる分野に新たな公共サービスの需要と供給を掘り起こすことにより、市内におけるNPO設立を支援します。

これらの取り組みにより、次のような計画期末の数値目標を定めた上、この数値目標を達成するために各種の施策を総合的に展開していくものとします。

自治協議会組織率

40.0% (17年度) 100.0% (21年度)

現数値は校区で自治振興会組織が設立されている数値

目標数値は設立及び拡充強化した後の数値

普通会計経常収支比率

93.2% (17年度) 85.0%以下 (21年度)

普通会計の対象範囲は市全体

市内NPO法人数

11法人 (17年度) 16法人 (21年度)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

本計画区域の全域において「市民が主体となった連携・交流のまちづくり」を実現するため、公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除の支援措置の活用を中心に、地域課題解決とコミュニティの強化、地域自治能力の復活、市財政の健全化を推進します。

また、本地域再生計画における課題を解決するため、以下の事業を総合的に推進します。

自治協議会を市内25小学校区全てに設立及び拡充強化し、幅広い年齢の住民や各種団体の参加による、民主的で開かれた運営により地域課題解決のために行動できる高い自治能力を備えたコミュニティ組織とします。

これまで自治会運営、公民館活動、人権学習、環境保全、防犯など対象分野ごとに分かれて交付されていた補助金、助成制度を「地域づくり交付金」として統合し、自治協議会に一括交付します。

高い地域自治能力を確立するため、自治協議会の事務所や地域住民が日常的に交流できる場となる活動拠点を確保できるよう、自前の活動拠点を有していない南小学校区については、地域の中核的施設である「南保健福祉会館」を転用（地域への無償譲渡）して活用します。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

特になし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 支援措置の名称

【C0401】 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(2) 当該支援措置を受けようとする者

丹波市

(3) 繰上償還を不要とする地方債の資金区分

借入れ証書記号番号	第	号
借入先	丹波ひかみ農業協同組合	
貸付年月日	平成 15 年 5 月 26 日	
最終償還日	平成 25 年 3 月 31 日	
事業名	南保健福祉会館建設事業	
施設名	南保健福祉会館	
当初貸付額	83,300,000 円	
貸付現在額	72,888,000 円 (平成 18 年 4 月 21 日現在)	

(4) 地域再生計画の意義及び目標

本来のコミュニティは、一定の範囲に住む人々が生活を共有し、歴史・文化・風土を共有することで自ずから醸し出されるものでありましたが、近年の核家族化や生活圏の拡大、新住民の増加により地域コミュニティの希薄化が顕著になってきており、住民の連帯感や自治意識・規範意識の低下が目立ってきています。

このことは、公共区域への生活ごみの不法投棄や子どもに対する不審者事例の増加が顕著となっていることでも現れてきており、従来のような地域生活に係わる大部分を行政が担っていくのは財政的に不可能となってきたのはもちろん、市域が広すぎるによりきめ細かな対応ができない状況にもなっています。このため、効率的な行財政経営を行うと共に地域コミュニティの強化、地域自治能力の復活を図るため、本計画を策定しました。

計画の中に市内 25 小学校区全てに「自治協議会」の設立及び拡充強化を掲げていますが、この協議会での住民相互の協議を通じて地域が抱える課題が明らかになり、その課題解決への方策や行動を行うことにより、住みよい地域社会と市財政の健全化が実現することを目標としています。

(5) 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

地方分権、厳しい市の財政状況や市民ニーズの多様化・高度化の中で、市民と行政が互いに協力し、それぞれの役割を果たせるよう本計画によるコミュニティ強化に取り組むことにより、地域づくりを先導する人材の育成やボランティア団体・NPOなどの地域市民活動も活性化されます。

さらに、積極的に情報の公開・交換や急速に進歩する通信情報技術等を活用しな

から市民参加を推進していくことにより、多様な主体の協働によるまちづくりが進み、広域圏との交流やにぎわいの創出、地域の生活ニーズを生かした新しいコミュニティビジネスなどの起業、異業種との交流や各地域の特性に応じた新しい産業が展開していきます。

(6) 施設転用が地域再生計画に不可欠な事業である理由

本計画の目標である地域コミュニティの強化や地域自治能力の復活は、地域住民を主体としつつ、PTAや子ども会、老人会など主たる活動範囲が地域内にある団体も参画し、民主的な協議による意思決定を経て実践行動に結びついていくことが必要です。

そしてコミュニティの組織体制を整備し、民主的な役員選出と透明性のある会計運営が求められるところであり、事務所の設置や事務局体制の整備も重要です。そのため、各校区に設立及び拡充強化する「自治協議会」では拠点施設を確保し、事務所や地域住民が日常的に交流できる場が必要となってきます。

基本的には校区のコミュニティセンター等を活動の拠点として利用することとなりますが、自前の拠点施設を所有していない地域については、社会経済情勢の変化等によって需要が著しく減少している既存公共施設を転用して有効的に活用することが望ましいことから、地域に無償譲渡しコミュニティ活動の拠点として活用していくこととしました。

南小学校区に現存する「南保健福祉会館」(床面積 736.04 m²)は、合併前の旧氷上郡氷上町において地域住民の健康・福祉増進施設として平成 14 年度に建設し、地元自治組織(南地区自治振興会)と管理委託契約を締結して維持管理を行ってきました。しかし、合併により市全体の保健・福祉事業の取り組み方法を見直した結果、新たな拠点施設として丹波市氷上保健センターが平成 17 年度に新設され、これまで各地域で行っていた保健・福祉事業が集約して行われるようになったため、当施設は利用されなくなっている現状です。このため、今後は当該施設を地域コミュニティ拠点施設として位置づけ、本計画に基づく地域づくりを推進していくため、C0401 の支援措置を活用して南校区自治協議会(南地区自治振興会)に無償譲渡し、その繰上償還免除を受けようとするものです。

(7) 支援措置に係る必要な手続き

貸し手である、丹波ひかみ農業協同組合に対し転用(無償譲渡)の可否判断を確認した結果、転用することに問題ないとの回答を得ており、借入時に提出した金銭消費貸借契約証書の内容にも取得財産処分に係る条項がないため、貸し手に対する手続きは必要ありません。

5 - 3 - 2 その他の事業

(1) 丹波市地域づくり事業の取り組み

高い自治能力を備えたコミュニティ組織「自治協議会」の設立及び拡充強化

地域コミュニティの希薄化により、住民の連帯感や自治意識の低下が目立って

いることは「4地域再生計画の目標」において記載したとおりですが、本市の目指す「市民主導・行政支援型」の行政運営を実現するためには、従来の自治会単位の活動を拡大した新しいコミュニティ組織が必要と考えます。このため、小学校区を地域づくりの単位と位置づけ、コミュニティの基礎である自治会を中心としながら、校区内で活動する団体・グループ等も含め、幅広い住民参加による組織である「自治協議会」を設立及び拡充強化し、校区の活性化や地域課題の解決に取り組むものとしします。

自治協議会には、組織運営や事業立案の中心的役割を担う「地域コミュニティ活動推進員」を設置するものとし、幅広い意見・提案の集約を行いながら地域課題を明らかにし、地域でできることは地域で担っていく意識を持って活性化を図っていくものとしています。

補助金、助成金を統合した「地域づくり交付金」の自治協議会への交付

小学校区単位に設置する自治協議会に対し、組織運営及び活動に対する市の支援策として「地域づくり交付金」を交付します。

この交付金は、これまで対象分野毎に取り扱ってきた自治会や各種団体に対する補助金等のうち、地域課題に密着した内容で校区に一括して交付する方が効果的なものについて集約を図り、これを財源として校区規模に応じて交付しようとするものであり、その用途は地域住民の福祉増進や地域課題解決に資するものであれば、自治協議会の民主的議論により自由に決定することができるものとしています。

これにより、従来の補助金制度に縛られることなく地域事情に応じた配分ができることとなり、より効果的で効率的な地域への支援が図れると共に、地域の自主的な活動を促すことができるものと考えております。

6 計画期間

認定の日から平成 21 年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

「4地域再生計画の目標」については、計画期間終了後（平成 22 年度）本市において目標の達成状況と市民意識の変化を調査・分析して事業評価し、本計画継続に向けた検討を行い、地域づくり交付金の改善や行政支援のあり方に生かしていきます。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し